

論文

# 宗教教団の課題と現状

——第三回アンケート結果を中心に——

松 根 鷹

はじめに

(社)部落解放研究所では、「啓発・運動」「人権・行政」「教育・地域」「歴史・理論」の四部門にわたり三二の専門部会をつくり、部落解放を強化・推進するための研究活動を続けている。

筆者の所属する「宗教部会」は、一九八一年二月「啓発・運動」部門の一部会として「宗教と部落問題」「宗教と人権問題」を基本テーマとして発足した。

部会発足の直接の契機となったのは、一九七九年八月アメリカ・ニュージャージー州プリンストンで開かれた第三回世界宗教者平和会議(WCRPⅢ)席上における「差別

発言事件」(いわゆる「町田差別発言」)の波紋と、それへの対応をいかにするかという、さしせまった課題によるものであった。

しかし、背景には、解放運動にとって水平社発足以来の懸案事項である宗教界と部落大衆の関わり——とりわけ「業」「崩陀羅」問題に象徴される歴史的課題をいかに克服するかという重い問いかけが存在していたのである。もちろん、このような歴史的課題の克服は単なる外在的批判によって達成できるものではない。まず自らが内在的批判をはたしうる宗教理解を謙虚に学ぶことから始めなければならぬ。

第三番目として、同年三月「同和問題にとりくむ宗教者結集集会」の成功を機に組織化がはかられつつあった「同

和問題にとりくむ宗教教団連帯会議」（発足当時五七教団、三連合体）との連携をはかることによって、「対策」「対応」の枠をこえる宗教者の部落問題への積極的な取り組みを喚起する点にあった。

宗教部会では、同年五月「宗教教団における部落問題の取り組みの現状と課題」を明らかにするためのアンケート調査を実施、その結果を報告（部落解放研究所編『宗教と部落問題』に所収）した。

続いて三年後の一九八四年六月、第二回アンケート調査を実施した。第一回のアンケートは、宗教教団と部落問題の関わりと認識を把握するという基礎的なデータの収集に力点がおかれていたが、第二回のアンケート調査は、部落解放同盟中央本部による曹洞宗ならびに全日本仏教会、世界宗教者平和会議日本委員会にたいする五度におよぶ糾弾闘争をはじめ、高野山真言宗、真言宗豊山派、浄土真宗本願寺派、真宗大谷派への確認、糾弾会を通して、差別戒（法）名を刻んだ墓石や過去帳の存在をはじめ、さまざまの差別事象等、宗教界に巣喰う差別体質が次々に浮き彫りにされる一方、「対策」「対応」の範囲に縮じてとどまっているものの四十数教団に部落問題と取り組む専門機関が設置されるという情勢の変化をうけて実施された。

教団の「対策」「対応」的回答をのりこえるために、第

一回アンケート項目に加え、教義・教典における差別性、差別を見抜く力の有無、教団指導者の認識等、当時としてはできる限りふみこんだ項目を設け、宗教関係者の協力をおおいだ。

## 二

一九八七年三月の「地対法」の期限切れを部落解放運動圧殺の好機とねらいを定めてきた政府——その意向をうけた地域改善対策協議会の動きに対し、部落解放同盟では「部落解放基本法」を対極におき制定要求運動を組織し推進してきた。

中央実行委員会の代表に浄土真宗本願寺派大谷光真門主が就任したことにみられるように、また集会への宗教者の参加がめだつたことから、宗教界にも「部落解放基本法」の必要性への認識がおおいに高まったかのようにみえた。

ところが、「地対協意見具申」、「地対法」期限切れにともなう「地対財特法」成立の過程においてあらわになつた解放運動への否定的見解は、たちどころに宗教界にも反映されるようになった。

「これまでのような糾弾はできなくなった」、「もう解放同盟のいいなりになることはない」等の発言がなされ、

「糾弾は信教の自由を侵す憲法違反の行為」という政治的意図をもった発言も水をえた魚のようにふき出して

る。宗教部会では、「地対財特法」成立にともなう宗教界における否定的雰囲気のみならず、各教団における教義・制度・体質の見直し等課題の明確化をはかるとともに、「部落解放基本法」の提起した視点を再確認するために、一九八七年六月第三回アンケート調査を実施した。

質問項目は左記の一三項目である。

① 貴教団の理念および開教の趣旨について簡単に紹介ください。

② 貴教団においては部落問題とどのような関係がありますか。例えば、伝統仏教教団においては一九六八年（昭和四三年）の調査では部落関係寺院数は、西本願寺関係一、〇七二カ寺、その他の真宗関係二六六カ寺、日蓮宗四〇カ寺、その他の一般仏教関係七二カ寺といわれています。また、最近の調査でも各教団にまたがり関係寺院の存在が確認されています。貴教団では部落問題との関係の実態調査をされたことがありますか。その内容と概要をお答えください。調査されていない場合はどのように把握されているのかをお教えてください。

③ 貴教団の教義・教典（唱えもの）に関連し、部落差別をはじめ障害者、女性、民族差別など差別を肯定し助長する可能性のある箇所や、解釈上問題になる点が存在していませんか。例えば修験道や神道系教団における「ケガレ」「ハレ」、法華教教団における法華経「安樂行品」の「又不親近旃陀羅 及畜猪羊鷄狗」のような箇所やその解釈と対応。

④ 貴教団における「業」や「原罪」の扱いと信者に對する説明をどのように行っていますか。また「業」や「原罪」が差別的に働いた例があればご記入ください。

⑤ 貴教団においては、部落に対する蔑視的な差別戒名が存在しますか。（該当教団のみ）

⑥ 貴教団においては、過去一〇年間に部落差別事象がおこったことがありますか。あればその年月日と事件の概要を記入して下さい。ない場合は差別を見抜く力が欠落しているため、あるのに気づかなかつたのかどうかについての所見をお伺いします。もし差別を見抜く力がなく気づかない場合が多かつたと思うならどうしたらいいのか、ご意見をお寄せ下さい。

⑦ 貴教団においては、部落問題にとりくむ機関は存在していますか。

- ⑧ 貴教団として部落問題の解決のために取組みをされていると考えますが、その内容と今後の方向を記入してください。
- ⑨ 教団の機構・制度に差別的なものがあればご記入ください。
- ⑩ 「地対協意見具申」(一九八六年二月一日)に對する貴教団の見解をお教えください。
- ⑪ 「部落解放基本法」に對する貴教団の見解および取り組みについてご記入ください。
- ⑫ 貴教団で部落問題・人権問題に関する啓発資料を出しているれば、その内容をご記入下さい。なお、それらを一部ご送付下さい。
- ⑬ 当研究所宗教部会に對する要望があれば、ご記入ください。

### 三

今回の調査対象は、文部省発行の『宗教年鑑』に収録されている神道・仏教・キリスト教・諸教、包括宗教団体、単立宗教法人のすべてを含む五一〇教団であり、一五四教団より回答(三〇パーセント)が寄せられた。

第一回アンケートは、社会的に影響のある二七一教団を

一回アンケート実施時においても一八教団一連合体であったことをみると隔世の感が強い。

とはいえ、予算スタッフについても、浄土真宗本願寺派一億一千六百万円、中央スタッフのみでも六二名、真宗大谷派六千万円、スタッフ一六名、曹洞宗四千百万円(人件費は別予算)スタッフ一八名、というような教団もあれば、予算をもてないでいる小教団も多く存在している。大規模教団としては意外の感のする立正佼成会八百万円、天理教八百六十万円の例もあれば、教団規模としては突出している善隣会一千万円という例もあり、内容的にはバラバラである。

次に質問②の教団と部落問題の関わりについては、差別戒名の関係上いくつかの伝統的仏教教団がすでに実態調査を実施しており、関係寺院数、信者数についても把握するにいたっている。檀家制度に依拠する伝統仏教教団の場合調査は比較的容易であるが、神道系、諸教、新宗教、キリスト教系の場合は性格上むずかしい。

今回質問の細目に「新宗教、キリスト教での被差別部落ないし部落民に對する布教状況は？」という一項目をもうけたのもそのためである。試みはかならずしも成功していないが、「統計的把握はしていません。また『布教』とは何かという問題もあります。そうした中で、部落差別をふ

抽出して依頼、七一教団(二六パーセント)の回答をえた。第二回アンケートは、三九七教団に範囲を広げ八三教団(二一・九パーセント)の回答をえている。今回の一五四教団の回答は数の上からいっても、仏教系のみならず神道系、キリスト教系、諸教系より幅広く寄せられているのも画期的である。

しかし、部落との関わりの強い日蓮宗、運動体より差別戒名墓石の存在を指摘されている黄檗宗、社会的影響力のある日蓮正宗・創価学会が、回答を寄せていない。また、「このようなアンケートをとらないこと。国から県から部落の融資(特別)をすることこそ差別になる」(智覚山民主教)、「同和对策新風会中央本部に問い合わせられたし」(山陰神道)とするものや、事実上の白紙に近い心ない回答もわずかながら含まれていた。

以下いくつかの項目にわたって内容を検討したい。順不同であるが質問⑦の部落問題にとりくむ専門機関の有無については、回答を寄せた教団のうち三四教団に存在し、専門機関はないものの担当窓口をもつ教団は八、あわせて四〇教団にもおよんでいる。この数は前回と同じであるが、「町田差別発言」以前は浄土真宗本願寺派、真宗大谷派、天理教、日本キリスト教団のわずか四教団のみであり、第

まえた上で人間の救いを追求する教会活動を推進し、そうした教会が少しずつではあるが生れつつあるというのが現況です」(日本キリスト教団)というような真摯な回答が寄せられている。

### 四

質問③の教義・教典(唱えもの)における部落差別をはじめ障害者、女性、民族差別など差別を肯定し助長する可能性のある箇所や解釈上問題になる点については、今回広範な共通認識をもつことができたといえる。

(1) 『観無量寿経』の「是旃陀羅」(禁母縁)解。

浄土三部経のひとつである「観無量寿経」の禁母縁では、母を殺そうとした王を大臣が「旃陀」の行為として戒めるくだりがあるが、親鸞上人も無批判的に「和讃」で引用している。しかも、のちには「無道に母を害し給ふは、穢多非人の仕業である。一門のけがれ、一族のはじ、非人にも劣る大王はこの宮に御住はせすることは出来ない」(『真宗聖典講讀全集』第四卷)というように、「旃陀羅」が具体的に「穢多非人」と訳されるようになっていっている。

この禁母縁に関して、「観無量寿経及び親鸞上人の和讃

の旃陀羅解は断じて誤りであり、その曲解が差別観念をいかに助長してきたか判らない。場合によっては、教典の語句訂正も必要であると信じるから徹底的な検討と善処を要請する」として、全国水平社が東西本願寺に提起したのは一九三四年のことであった。

「旃陀羅の解釈について、教団に対して指摘があったが十分な応答はなされていない」と浄土真宗本願寺派は回答を寄せているが、全国水平社の指摘は五十有余年前のことである。「十分な応答」とまではいかなくとも、少くとも現時点での見解を明らかにすべきではなからうか。「親鸞における『旃陀羅』の見方を明らかにすると共に、本願寺教団史における『旃陀羅』の解釈を跡づけ旃陀羅を穢多・非人としてきた差別の事実を反省し、『旃陀羅』の意義を明確にする研究をすすめている」（真宗大谷派）、「経文の問題点として、語句通りの解釈（経文は訂正できないとの見解）は差別の肯定と助長になるとし、生命尊重の面から人間の問題として解釈、見解の検討を教学面で進めているが、未だ統一見解を出していない」（時宗）。五十有余年棚上げされたままになっている懸案事項にとりくむ機会がようやくして到来したといえる。

「観無量寿経」とならぶ浄土三部経のひとつ「無量寿経」の下巻「神明記識して犯す者は赦さず、故に貧窮・下

賊、乞匄・孤獨・聾盲・瘖瘂・愚癡・弊悪有り、狂狂不退のたぐい有るに至る」箇所を検討事項として、浄土真宗本願寺派はあげている。

性差別に関して、同じ「無量寿経」の三五願「女人成仏——変成男子」、親鸞上人はこの箇所を「変成男子、願ヲタテ女人成仏チカイタリ」と「和讃」で訳しているが、いくたの教団が問題点としてあげている。浄土真宗本願寺派の場合、「葬場勤行」でのこの箇所の使用を禁じ男女統一の和讃に改めたという。「御勸章」の「五障三従」「十悪五惡」も同視点より問題化されている。

### (2) 『法華経』の問題点

「法華経」を所依の經典と仰ぐ教団の数は多い。奈良仏教系の聖徳宗、天台宗をはじめとする天台系教団、金峯山修験本宗や験乗宗等の修験系の各教団や最上稲荷教等、日蓮系教団や日蓮正宗——創価学会、曹洞宗、真言系各教団、新宗連傘下の法華経系教団——立正佼成会、妙智会、大慧会、思観会等々、驚くほどの広がりをもっている。

これほどの影響力をもちえたのは「観音普門品」にみられる「王難の苦に遭い、刑に臨んでいのち終らんとするに、彼の観音の力を願すれば」という大衆の徹底した抵抗精神によるものと思う。

しかし、第一四「安樂行品」の「又旃陀羅、及び猪・

羊・鶏・狗を畜い毘羅する諸の悪律儀に親近せざれ」の箇所は、明らかに人種差別、身分差別的な内容の記述である。

また「是の如き罪報は当に世々に眼なかるべき」、「此の人は現世に白癩の病を得ん」等の第二八「普賢菩薩勸発品」の記述は、現世での悪業が「現報」をもたらすという「仏罰」的な「業」論とともにさけて通れない教訓的課題のひとつである。

「無量寿経」の「変成男子」同様、第二二「提婆品」の「龍女成仏」の記述も、性差別的な観点から見直す必要がある。

天台宗および新宗連傘下の法華経系教団ではすでに検討の作業を始めているが、一方では「『安樂行品』については法華経成立時の古代インドの当該原始教団の偶発的情况によるものと解し、大乘の方便の説相とみなしてこれに拘泥しない」（天台真盛宗）とする教団もある。

### (3) 『性霊集』『旃陀羅』解

真言系各教団のアンケートでは、いくつかの教団が「真言安心和讃」「弘法大師和讃」「光明真言和讃」のいわゆる『真言三和讃』における身心障害者差別をはじめとする差別の肯定、助長する記述についての指摘をしている。これらの点についてはすでに高野山が改訂をしており、手続き上の問題があったとはいえ、行事進行上みならざるを

えないのではないか。しかし、改訂に際し、いかに啓発するかにポイントが置かれている。

『三和讃』とともに『望趣経』『回向文』の「貴賤靈等」があげられている。すでに「一切聖靈」と改めた教団もあるが、各教団で充分論議の上で統一見解を出すべきではなからうか。『三和讃』での手続き上の失敗をくりかえすべきではない。

アンケート回答のなかで奇異に感じるのは、第二回アンケート時においてはすべての教団が課題としてあげていた弘法大師空海の著作『性霊集』の「旃陀羅・悪人」解にふれている教団が、わずか一教団しかいないことである。

問題は解決したのではない。「我及び仏弟子に非ずば、所謂、旃陀羅悪人なり」と断じた「高雄の山寺に三綱を捉び任ずる書」（『性霊集』巻九）、アイヌ民族は「羅殺の流にして非人の儔なり」をはじめ罵詈雑言をあびせている「野陸州に贈る歌」（『性霊集』巻一）、「伴按察平章事が隆府に赴くに贈る詩」（『性霊集』巻三）の解釈をどうするのか、課題は残されている。また真言宗の所依の教典である『大日経』の「弟子を撰受す」の段に弟子になるべき人の条件として「種姓の清浄なるに生れ」がかかげられているが、注釈書である『大日経疏』では「旃陀羅を弟子とすることは認めない」という意味の解説を加えている

が、これは浄土系の『観無量寿経』禁母縁の「旃陀羅」解同様なおざりにできない課題である。

また後世のものではあるが、江戸時代の浄厳和上『受法最要』をはじめいくつかの著作において「旃陀羅」穢多非人」という解釈が加えられているが、これをどのようにとらえ直すのか、改めて提起したい。

以上見てきた以外にも個別の教法的課題をもつ教団は少なくない。

曹洞宗では、①部落差別に関わる「非人引導因縁」などの「切紙」の存在、②女性の生理的特性を不浄とし、これを前提に「女人成仏」を説く『血盆経』の存在と『血盆経』授与に関するさまざまな儀礼・慣習、③仏法を聞くことができない八種の境界、「八難」の第六番目には「盲聾瘖瘂」があり、唱えもの『鳴鐘の偈』『回向偈』などの句中に身体障害者差別が含まれている、④『正法眼蔵』の「三時業」の巻などに、中国の文献『景德伝灯録』からの引用した挿話の中に「旃陀羅行」があり、それが近世ごろから、注釈者によっては被差別部落のこととして説かれてきている。

臨済各派において日常的に使用されていた和讃四件のうち妙心寺派では『菩提和讃』『観音和讃』のうち不適格な

神金剛神、畜生、変化人」の箇所を削除手続をしている。

「宗教調査会において論議を重ね、削除の意味を十分に徹底した上実施し、教義、經典、宗教活動点検の端緒にした」としているが、教団の自主的な改訂作業の先例として重要な意味をもっている。

## 五

差別戒名を記した「過去帳」、差別墓石の存在についても、天台宗、真言宗豊山派、真言宗智山派、高野山真言宗、真言宗御室派、浄土宗、浄土真宗本願寺派、真宗大谷派、曹洞宗、臨済宗妙心寺派の十教団（未回答教団では日蓮宗、黄檗宗にも存在）が確認している。

また真言宗醍醐派でも、差別的戒名とは断定できないが、「相対的差別」の可能性があると調査活動を開始している。

差別戒名の公表は、解放運動の充分でない地区ではとりわけ慎重にすべきではあるが、運動側が気づかなければそのままにするという姿勢は慎しむべきである。今回のアンケートで、浄土真宗本願寺派が宗内の差別戒名として熊本県下の「釈尼妙檀信奴」、および広島県下での差別添書の場合、真宗大谷派が鹿児島県下での「釈尼栴陀」を「釈尼

表現、たとえば「高きも卑しきも」、「老若貴賤も諸共に」、「長幼尊卑の義を守り」、「無始却來の罪障」等々の箇所をすでに改訂し、他の教団もその例にならっている。

また天台系の念法真教でも、「親先生」と呼ばれる教祖の語録集『念法法語集』のなかに、「畜生」「けだもの」「めくら」「きちがい」「殺す」「そのの生れ」「サルまね」「人間のクズ」「前世の因縁」等さまざまな差別用語や類似する言葉がたくさん使用されており、それをそのまま使用することは、明治、大正、昭和三代代、九七年の生涯を全国津々浦々を巡錫して対機説法によって人々を救ってきた教祖の精神を生かす道ではない、という英断のもとに四万部にも及ぶ『念法法語集』の回収・改訂をおこなっている。

伝教大師最澄を開祖とする天台系教団で検討すべき課題に、七八五（延暦四）年最澄一九歳の年比叡山開創にあたり決意のほどを記した「発願文」に否定的意味あいにおいて「石女担糞」「闍提」の文言が使われている。

また、良忍上人を宗祖と仰ぐ融通念仏宗でも、読誦經典のひとつ『梵網経』「盧舍那仏説菩薩心地法門品菩薩戒本中」のなかの「国王、王子、百官宰相、比丘、比丘尼、十八梵天、欲天子、庶民、黄門、姪男、姪女、奴婢八部、鬼

慈照」と改めた事例をあげているが、その他にも多く存在している差別戒名についてならふれていない点も不可解である。

「業」「原罪」の解釈、取り扱いについては、第二回アンケート結果の報告（『統宗教と部落問題』）で詳しくふれたので参照してもらいたい。原則的な「業」論を記述するのみにとどまり、「教団における現実問題を避けた回答が多く、必ずしも期待した通りの結果はえられなかった」のである。

「業」論をめぐる解放運動と宗教界とのたび重なる討論の成果によるものか、今回のアンケートでは、現実を直視しようとする動きがみられる。

『無量寿経』巻下の三毒段、五惡段に、五惡を作す者は神明が認識し、現世と来世に貧窮・下賤・乞食等の社会的身分、聾盲瘖瘂等身体的障害の殊罰をうけることが説かれている。これを説教において、人間の善悪の行為が苦業の果報に転生するという善悪因果応報として説き、身分差別、障害者差別を正当化し温存してきた。現在このような教団の内外で宿業について発言されたことを、まず資料として集約し、宿業の問題として何が問われているかを明確にし、自覚的宿業論とは何かを明らかにする研究作業にと

りくんでいる。」(真宗大谷派)

「教義・教典には『業』の言葉はなく、『前生(世)』は神の産靈ムスビにあり、生命は神から『タマワリシヒ』靈魂を授かって生れ、死後は安定を得て神のもとに帰るとされ、『輪廻転生』の教えが存在しません。しかし先祖の不徳が因となり、為に子孫の償いを要し、その為の積徳を要するという因果律は信仰論理として存在しています。また慣用的に、『業』が深いなどと使われる言葉が教信徒のなかに存在しないかと言えば、これは否定できないので差別を助長するかどうかにについて検討しています。」(神理教)

現実には「業」が「前世のおこないによってうける現実のむくい」、それも「悪しき報い」というようにあやまって解釈され理解されているのである。また、教理的には「業」をたてない教団にあっても、信者の大半は日常生活では「悪しき業」論にとっぴりとつかっているのが現実である。この点を直視し、克服のための出発点としなければならぬ。

「部落問題を改めてとりあげなくても信心を純化すれば部落差別は克服できる」という「信心第一主義」が根強く生きている宗教教団にとって、部落差別が社会構造によってつくられていることを認識する緒口になるのは「共業」

の考え方である。

立正佼成会では「個人の悪業の結果としてではなく、多くの人々の悪業の集積結果として(共業としての)、社会構造(縁)としての差別が生じていると説明し、よき業を積み重ねることで、社会悪をなくして行くべしと指導している」。

現実直視をタテ糸とし、「共業」をヨコ糸にし「悪しき業」論の克服を深めてもらいたいものである。

## 六

「差別事象の有無」の項目に関し、おびただしいほどの事例が寄せられている。

第二回アンケート実施以後に発生した、また判明したもののだけに限っても十数件にもおよぶ。大本「滋賀県八幡市での差別発言」(一九八四・一一)、念法真教「人権展差別発言」(一九八六・八)、「法語集改訂にまつわる差別発言」(一九八六・一〇)、「差別パンフ配布」(一九八七・二)、浄土真宗本願寺派「奈良教区T住職差別発言事件」(一九八二・六)、「築地別院仏教文化講座差別発言事件」(一九八五・一二)、真宗大谷派「董理院董理差別発言事件」(一九八四・七)、曹洞宗「差別図書『家庭

訓』問題」(一九八二・一)、「家系図差別事件」(一九八四・九)、日本基督教団「H書簡」(一九八五・一一)、「大阪教区定期総会T発言」(一九八六・五)、「クリスチャンジャーナル誌H文書」(一九八六・一一)、日本バプテスト連盟「西南学院付属高校差別発言」(一九八六)、日本ホーリネス教団「『福音の光』差別事件」等々である。

また回答には含まれていないが、浄土真宗本願寺派では「ハンセン氏病患者差別発言」が提起され、真宗大谷派でも重大な差別事件が発生しているといわれている。

これら事件のうち、社会的影響のとくに大きい三つの事例について紹介しておく、

(1) 浄土真宗本願寺派「築地別院仏教文化講座差別発言事件」

法務省の特別顧問をつとめる故・小野清一郎氏が、講師の講演にひき続き質疑応答の時に「京都の東本願寺の近くに特殊部落がある。その地域には日本古来の宗教が残っているのです、その宗教を研究すれば先生の研究分野はもっと厚みがでるでしょう」と発言。差別発言のほか、当日差別発言を聞いていたにもかかわらず差別発言であると指摘しえなかった別院職員の体質につき運動側が提起したものである。

(2) 真宗大谷派「董理院董理差別発言事件」

京都教区内での研修会席上、教団の宗務顧問をつとめる董理院董理のF氏(大谷大学名誉教授)が「蓮如上人の女性観」のテーマで講演。差別戒名に関して「江戸時代まで、百年前までは、社会の通念だからそういう戒名がつけられてもやむを得ない」「それを今さら取り上げて大騒ぎですよ。仏教界大騒ぎですよ。何ちゅうことかと思う。その頃の常識、常識だから仕方ない。常識だからそういう戒名をつけたからと言って、文句を言われる筋合いではない。文句をいわれるなら社会全体が、日本民族全体がいわれるべきです」と発言したものである。

差別戒(法)名はけっして江戸時代以前の過去の遺物ではない。戦後、七歳の女の子に「釈尼旃陀」との差別法名をつけた教団の最高幹部が「常識だから仕方ない」と発言したことの責任は大きい。

(3) 曹洞宗「家系図差別事件」ならびに「差別図書『家庭訓』問題」

一九八四年広島県下の曹洞宗住職が地区に住む檀家の求めに応じて、部落民でないことを証明するために家系図を作成して与えた事件で、身元調査にかかわる悪質な行為として広島県連が糾弾した。

おりしも、一九八二年一月大本山永平寺の丹羽眞首が副

貫首時代に静岡で復刻した岸沢維安著『家庭訓』に結婚の際には身元調査をするように奨めるほか、差別的記述のあることが、内部の指摘で判明したものである。

二つの事例はいずれも身元調査に関わるものであり、「身元調査拒否」キャンペーンが行なわれているさ中に発生した点を考えあわせると、問題の根は深いといえる。

すでに列記したように、今回のアンケートを通じて数多くの差別事例が報告されている。これは宗教界ならびに宗教者の差別体質を物語るものである。と同時に反面、従来なら差別発言がなされても黙視してしまっただろうケースについても、気づき指摘する目が教団内に育ったことの現れでもある。念法真教の三つの事例はその典型である。

## 七

宗教界における「部落解放基本法」の認識と取り組みを把握するのも、今回のアンケートの目的のひとつであった。

「部落解放基本法」の宗教界への広がりや想像以上に低いのを改めて知らされた。一五一教団の回答のうち二五パーセントの三七教団が無回答、そのうえ「特にありません」「何もしていない」という回答もかなりの数に達して

いるのである。

なかには「私は宗教家でございます。法律学者ではありません。従いまして神の示される自由平等の精神でのぞむだけです」というものや、「部落問題に関係がないので、特に見解および取り組みはない」と反発する回答もあった。また「上記法律については初めて聞くものであり、正直言って勉強不足であるので見解は無い」と記述したのもあった。

積極的な取り組みをめざしている教団の例として、「同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議」の議長教団である曹洞宗と真言大谷派の場合を紹介したい。

「『部落解放基本法』は、部落差別問題の解決のためのみならず日本における人権基本法として、早急に制定すべき法律の一つであると考えている。

現行の『地対財特法』は『部落解放基本法』の中の事業法的部分のわずかな一部であり、部落差別問題の現状からして、特に人々の心の問題、差別意識に関する啓発教育の必要性に鑑み、是非これを国民の幅広い運動によって制定させたい。

宗門内の人権学習・『同和』研修会において『部落解

放基本法』の理解と制定への協力を求める取り組みを継続中。

署名運動に未だ協力していない寺院住職に対しては、協力するよう『波状攻撃』的督促を実施している」（曹洞宗）

「宗務総長名による『宗派見解』と『署名協力要請』並びに『要項』、署名用紙、学習資料『わが心に問う』を全寺院に配布。宗議会・参議会・地方議会では制定要請決議として、宗門あげて制定運動を推進してきた。

第二次制定運動を展開するため、第一次運動の点検、反省、制定運動に対する批判や疑問の声のあったことを通して、今後の同和学習課題を明らかにし、第二次運動の発足に当り、再度宗派のとりくみ姿勢を内外に表明するための準備作業を現在すすめている」（真宗大谷派）

署名は勞せずして集まるものではない。二つの教団の回答は、くり返しくり返しの啓発活動、たみかけけるような形での制定要請決議等の行政的措置をもってしても容易でないことを物語っている。しかし、法制定への道はこのよう地道な積み重ね以外にないことを改めて示している。

「基本法」制定運動は、部落解放同盟のためにする運動

ではない。運動への参加を通して、歪められた認識を改め、宗教者にとっての人権問題——人間の尊厳をみつめ直す好機なのである。

天理教では、「基本法へのとりくみを本教団の部落問題へのとりくみと、本教団自身の布教推進の反省の契機ととらえてきた」と位置づけている。

念法真教では、「『部落解放基本法』制定要求のとりくみをはじめから、これまでのわが国の部落解放施策の間違いをくわしく知った」という。続けて「明治4年の、いわゆる『解放令』いらい一六年、国は部落問題をさけて通り、差別を温存してきた。部落問題は、差別の実態がなくなり、完全解放がなされてはじめて解決される。その為には時限立法ではなく、どうしても基本法を制定してかからねばならない。その要求の議会決議、大衆署名（一二万）、団体署名、中央行動等を行なってきた」と、制定要求への確信を語っている。

## 八

宗教界における差別事件は続発している。宗教界の現状を反映したものであり、その差別体質を物語るものである。

にもかかわらず、今回のアンケートを通して強く感じたのは、宗教界における部落問題への取り組みの広がりと深まりである。多くの場合、差別対象への「糺弾」を「逆縁」としての取り組みであり、いきおい「対策」「対応」になりかねないし、事実その範囲をこえることはなかなかできていない。

しかし、「教えの心をこころとして生きる」宗教者（一九八一年三月、同和問題にとりくむ全国宗教者結集集会のよびかけ）が、「深き反省のうえに、教えの根深にたちかえり、同和問題へのとりくみなくしては、もはや日本における宗教者たりえない」（同宗連規約）という自覚が根を張りつつあるのも事実である。

内面世界の深まりを重視する宗教者にとっては、平等・博愛・人間の尊厳というタテの霊的世界からの部落解放運動への接近は比較的可能である。しかし、社会問題としての部落問題への関わりを確固としたものにするためには、どうしてもヨコ糸としての現実世界からのとらえ直しが必要である。「業」論によってたつ教団にとっては、「共業」の自覚の問題である。教義との関わりにおいてこの点の理論づけがはたせるならば、「信仰と日常生活の使いわけ」による差別意識を克服する道が開けると思う。